（準特定地域における許可の特例）

第五条　法第十四条の四第一項の国土交通大臣が定める基準は、次に掲げるものとする。

一　許可の申請に係る事業の開始が輸送需要に対し適切なものであること

二　許可の申請に係る事業の開始によって営業区域に係る供給輸送力が輸送需要量に対し不均衡とならないものであること

三　その他許可の申請に係る事業の開始が公益上必要であり、かつ、適切なものであること

2　地方運輸局長は、許可の申請を審査する場合において、前項に掲げる基準を適用するに当たっては、形式的画一的に流れることなく、実情に沿うように努めなければならない。

（準特定地域における供給輸送力を増加させる事業計画の変更の特例）

第六条　法第十五条の二第一項第一号の国土交通大臣が定める基準は、次に掲げるものとする。

一　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第十五条第一項（法第十五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認可（以下単に「認可」という。）の申請に係る準特定地域内の営業所に配置する事業用自動車の合計数の増加が輸送需要に対し適切なものであること

二　認可の申請に係る準特定地域内の営業所に配置する事業用自動車の合計数の増加によって営業区域に係る供給輸送力が輸送需要量に対し不均衡とならないものであること

三　その他認可の申請に係る準特定地域内の営業所に配置する事業用自動車の合計数の増加が公益上必要であり、かつ、適切なものであること

2　法第十五条の二第一項第二号の国土交通大臣が定める基準は、次に掲げるものとする。

一　認可の申請に係る準特定地域内の営業所に配置する事業用自動車一台当たりの収入が前事業年度と比較して増加していること

二　業務の執行の適正を確保するための措置（経営の基本方針及び経営管理に関する措置並びに法令遵守に関する措置を含む。）がとられていること

三　事業用自動車の百万キロメートル当たりの交通事故の発生件数が、認可の申請に係る準特定地域における事業用自動車の百万キロメートル当たりの交通事故の発生件数未満であること

四　労働協約又は就業規則の定めるところにより、その雇用する全ての労働契約を締結する一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者について、賃金を一定の割合以上で増額する措置がとられていること

五　一般乗用旅客自動車運送事業の活性化のための措置がとられていること

六　認可の申請に係る準特定地域内の営業所に配置するユニバーサルデザインタクシー（移動等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑化の目標が定められているノンステップバスの基準等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第二百五十七号）第四条第一項の規定による認定を受けたものをいう。）の台数が前事業年度と比較して増加していること

3　前条第二項の規定は、地方運輸局長が認可の申請を審査する場合について準用する。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十六年一月二十七日から施行する。

（特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の規定に基づき特定地域を指定する件の廃止）

2　次に掲げる告示は、廃止する。

一　平成二十四年国土交通省告示第三百六十六号（特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の規定に基づき特定地域を指定する件）

二　平成二十四年国土交通省告示第千六十一号（特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の規定に基づき特定地域を指定する件）

三　平成二十五年国土交通省告示第三百六号（特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の規定に基づき特定地域を指定する件）

四　平成二十五年国土交通省告示第九百六号（特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の規定に基づき特定地域を指定する件）

○国土交通省告示第五十七号

タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第二条の二第一項、第二条の三第一項及び第三条第一項並びにタクシー業務適正化特別措置法施行規則（昭和四十五年運輸省令第六十六号）第三条の二第二項の規定に基づき、タクシー業務適正化特別措置法施行規程を次のように定める。

平成二十六年一月二十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

タクシー業務適正化特別措置施行規程

（定義）

第一条　この告示において使用する用語は、タクシー業務適正化特別措置法（以下「法」という。）及びタクシー業務適正化特別措置法施行規則（以下「施行規則」という。）において使用する用語の例による。

（指定地域及び特定指定地域）

第二条　法第二条の二第一項の規定に基づき国土交通大臣が指定する地域は、次の表のとおりとする。

名称	地域
札幌地域	北海道の区域のうち、札幌市、江別市、北広島市及び石狩市（厚田区及び浜益区を除く。）の区域
仙台地域	宮城県の区域のうち、仙台市の区域
さいたま地域	埼玉県の区域のうち、さいたま市、川口市、鴻巣市、上尾市、蕨市、戸田市、桶川市、北本市及び北足立郡の区域
千葉地域	千葉県の区域のうち、千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市及び四街道市の区域
東京地域	東京都の区域のうち、特別区、武蔵野市及び三鷹市の区域
横浜地域	神奈川県の区域のうち、横浜市、川崎市、横須賀市及び三浦市の区域
名古屋地域	愛知県の区域のうち、名古屋市、瀬戸市、津島市、尾張旭市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、愛知郡、西春日井郡及び海部郡の区域
京都地域	京都府の区域のうち、京都市（右京区京北を除く。）、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、乙訓郡、久世郡、綴喜郡及び相楽郡の区域
大阪地域	大阪府の区域のうち、大阪市、堺市（美原区を除く。）、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、守口市、茨木市、八尾市、和泉市、箕面市、門真市、摂津市、高石市、東大阪市、三島郡及び泉北郡の区域
神戸地域	兵庫県の区域のうち、神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市及び川辺郡の区域
広島地域	広島県の区域のうち、広島市（佐伯区（湯来町及び杉並台に限る。）を除く。）、廿日市市（玖島、永原、峠、友田、河津原、津田、浅原、虫所山、飯山、中道、栗栖、吉和、大野、宮島口一丁目から四丁目まで、宮島口西一丁目から三丁目まで、宮島口東一丁目から三丁目及び二丁目、福面一丁目から三丁目まで、対厳山一丁目から三丁目まで、深江一丁目から三丁目まで、前空一丁目から六丁目まで、上の浜一丁目及び二丁目、下の浜一丁目及び二丁目、大野一丁目から四丁目まで、大野中央一丁目から五丁目まで、大野原一丁目から四丁目まで、梅原一丁目及び二丁目、塩屋一丁目及び二丁目、沖塩屋一丁目から四丁目まで、林が原一丁目及び二丁目、丸石一丁目から五丁目まで、宮浜温泉一丁目から三丁目まで、八坂一丁目及び二丁目並びに宮島町を除く。）及び安芸郡の区域